

ロゴマーク「青森シャモロック」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森特産地鶏「青森シャモロック」の識別を容易にし、銘柄確立及び一層の普及を図ることを目的として、青森県が商標登録したロゴマーク「青森シャモロック」（登録第5824171号。以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の使用許諾対象)

第2条 本件商標は、次の各号の要件を満たす鶏について使用を許諾することができるものとする。

- (1) 交配様式は、青森県が独自に開発した、横斑シャモ（在来種由来血液百分率100%）の雄と速羽性横斑プリマスロック（在来種由来血液百分率50%）の雌の交雑種（在来種由来血液百分率75%）であるもの。
- (2) 羽色は白黒の横斑紋、鶏冠（とさか）は三枚冠であり、体型的にやや直立であるもの。
- (3) 特産地鶏「青森シャモロック」ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）が定めた青森シャモロック専用の飼育管理マニュアルに基づいて飼育したもの。
- (4) 協議会の指定農場で飼育したもの。

(図柄等)

第3条 本件商標は、別記1に掲げるとおりである。色彩は、原則として単色表示（白黒表示）とする。

- 2 印刷物及び容器包装のデザイン上、必要な場合は、青森県知事（以下「知事」という。）の許諾を得てロゴマークのイメージを損なわない範囲で、色を変更し、又は文字の位置や形を変更して使用することができる。

(商標の使用対象)

第4条 本件商標を使用できるのは、別表1に掲げる指定商品及び指定役務である。

(使用許諾の申請)

第5条 本件商標に係る商標法（昭和34年法律第127号）第31条の通常使用権の許諾（以下「使用許諾」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の青森シャモロック生産に関する事業の概要がわかる資料
- (2) 本件商標を使用する予定の商品等の企画書及び商品等の見本又は写真等

(使用許諾通知書の交付)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用許諾を決定したときは、ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により本件商標の使用を許諾する場合においては、条件を付することができる。

(使用許諾の期間)

第7条 本件商標の使用許諾の期間は、使用許諾を受けた日から起算して3年間以内とする。

2 使用許諾の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとする者は、当該期間満了前に第5条の規定による使用許諾申請を行うものとする。

(使用許諾の制限)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用許諾をしないものとする。

(1) 青森県の信用又は品位を害するものと認められるとき。

(2) 本件商標の使用によって、商品等の品質の誤認又は他者の業務に係る商品等との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(3) 宗教的活動、政治的活動に使用するとき。

(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(5) その他本件商標の使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により使用許諾をしないことを決定したときは、申請者に対しロゴマーク「青森シャモロック」使用不許諾通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 第6条第1項の規定により使用許諾通知書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

(1) 本件商標と誤認されるおそれのある類似の商標は、指定商品、役務の如何にかかわらず使用又は商標登録出願してはならない。

(2) 商品等への使用又は宣伝広告に際しては、「®」をその商品等、包装、広告等に明示すること。

(3) 使用許諾の範囲を逸脱しないこと。

(4) 使用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 使用許諾を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。

(6) 故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(7) 知事から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(8) 本件商標が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。

(9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに知事に報告すること。

(許諾事項の変更)

第10条 使用者は、使用許諾を受けた事項を変更しようとするときは、ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾変更申請書（第4号様式）に、使用許諾通知書及び変更後の企画書及び商品等の見本又は写真等を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の場合は、第6条の規定を準用する。

(使用許諾の取消し)

第11条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 使用者が使用許諾の条件に違反したとき。

(3) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 知事は、使用者が前項の規定により使用許諾を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用の中止)

第12条 使用者は、本件商標の使用を中止しようとするときは、ロゴマーク「青森シャモロック」使用中止届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料)

第13条 本件商標の使用料は、無料とする。

附則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

別記1 ロゴマーク「青森シャモロック」（商標登録第5824171号）



別表1 ロゴマーク「青森シャモロック」指定商品及び指定役務

分類	指定商品又は指定役務
第29類	<p>青森県産の地鶏の鶏肉、青森県産の地鶏の内臓、青森県産の地鶏の鶏ガラ、青森県産の地鶏の鶏骨、青森県産の地鶏の足先、青森県産の地鶏の鶏卵、青森県産の地鶏を使用したハム、青森県産の地鶏を使用したウインナー、青森県産の地鶏を使用したソーセージ、青森県産の地鶏を使用したスモークチキン、青森県産の地鶏を使用したスモーク砂肝、青森県産の地鶏を使用したスモークレバー、青森県産の地鶏を使用したローストチキン、青森県産の地鶏を使用したフライドチキン、調味料で味付けした青森県産の地鶏の鶏肉、青森県産の地鶏を使用したハンバーグ、青森県産の地鶏の焼き鳥、青森県産の地鶏を使用したつくね、青森県産の地鶏を使用した肉団子、青森県産の地鶏の鶏肉とスープを主たる材料とする鍋料理用詰め合わせ材料、青森県産の地鶏を使用した肉製品、青森県産の地鶏の鶏卵の燻製卵、青森県産の地鶏を使用した濃縮スープ、青森県産の地鶏を使用したカレー・シチュー又はスープのもと、青森県産の地鶏を使用した肉団子のもと、青森県産の地鶏を使用したハンバーグのもと、青森県産の地鶏を使用した鍋用スープのもと、青森県産の地鶏を使用した炊き込みご飯のもと</p>
第30類	<p>青森県産の地鶏の鶏卵を使用したプリン、青森県産の地鶏の鶏卵を使用したチーズケーキ、青森県産の地鶏の鶏卵を使用した菓子、青森県産の地鶏の鶏卵を使用したパン、青森県産の地鶏を使用した総菜パン、青森県産の地鶏を使用したサンドイッチ、青森県産の地鶏の鶏卵を使用したサンドイッチ、青森県産の地鶏を使用した中華まんじゅう、青森県産の地鶏を使用したハンバーガー、青森県産の地鶏を使用したピザ、青森県産の地鶏を使用したホットドッグ、青森県産の地鶏を使用したミートパイ、青森県産の地鶏を使用した調味料、青森県産の地鶏を使用したそばつゆ、青森県産の地鶏を使用しためんつゆ、青森県産の地鶏を使用したスープ状の鍋用のつゆ、青森県産の地鶏を使用しただし付き穀物の加工品、青森県産の地鶏を使用したラーメン用スープ付きのラーメンの麺、青森県産の地鶏を使用した蕎麦つゆ付きのそばの麺、青森県産の地鶏を使用したうどんつゆ付きのうどんの麺、青森県産の地鶏を使用したラーメン用スープ付きの即席ラーメンの麺、青森県産の地鶏を使用した蕎麦つゆ付きの即席そばの麺、青森県産の地鶏を使用したうどんつゆ付きの即席うどんの麺、青森県産の地鶏を使用したぎょうざ、青森県産の地鶏を使用したしゅうまい、青森県産の地鶏を使用したすし、青森県産の地鶏を使用した弁当、青森県産の地鶏の鶏卵を使用した弁当、せんべい汁用せんべいと青森県産の地鶏を使用したスープを材料とする鍋料理用詰め合わせ材料</p>

第1号様式（第5条関係）

ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾申請書

年 月 日

青森県知事

殿

申請者
住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

印

下記のとおり商標を使用したいので申請します。

記

- 1 目的
- 2 使用対象（鶏肉、加工品等）
- 3 使用形態（商品等へのシール貼付、商品包装資材への直接印刷等）
- 4 年間使用計画数量
- 5 業種・業態（生産者、精肉店、商社等）
- 6 問合せ先
 - （1）住所（郵便番号）
 - （2）担当者名（所属名）
 - （3）電話・ファクシミリ
 - （4）E-mail アドレス

※添付書類等

- 1 様式内に記載が困難な場合は、「別紙」として添付する。
- 2 会社概要等申請者の青森シャモロック生産に関する事業の概要がわかる資料を添付する。
- 3 本件商標を使用する予定の商品等の企画書及び商品等の見本又は写真等を添付する。

第2号様式（第6条関係）

ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾通知書

年 月 日

様

青森県知事

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク「青森シャモロック」の使用については、下記のとおり通常使用権を許諾します。

記

- 1 使用者の住所及び氏名
- 2 使用の目的
- 3 使用商品等の名称
- 4 使用方法
- 5 使用期間
- 6 使用許諾番号 許諾 号
- 7 遵守事項
 - (1) 本件商標と誤認されるおそれのある類似の商標は、指定商品、役務の如何にかかわらず使用又は商標登録出願してはならないこと。
 - (2) 商品等の使用又は宣伝広告に際しては、「®」をその商品等、包装、広告等に明示すること。
 - (3) 使用許諾の範囲を逸脱しないこと。
 - (4) 使用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 使用許諾を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
 - (6) 故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。
 - (7) 知事から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
 - (8) 本件商標の登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
 - (9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに県に報告すること。

第3号様式（第8条関係）

ロゴマーク「青森シャモロック」使用不許諾通知書

年 月 日

様

青森県知事

年 月 日付けで申請のありました商標の使用については、下記の理由により許諾しませんので、通知します。

記

許諾しない理由

第4号様式（第10条関係）

ロゴマーク「青森シャモロック」使用許諾変更申請書

年 月 日

青森県知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

印

下記のとおり使用許諾を受けた事項について、変更したいので申請します。

記

- 1 使用許諾番号 許諾第 号
- 2 使用許諾を受けた使用商品等の名称
- 3 変更する事項
- 4 変更の理由
- 6 問合せ先
 - (1) 住所（郵便番号）
 - (2) 担当者名（所属名）
 - (3) 電話・ファクシミリ
 - (4) E-mail アドレス

※添付書類等

- 1 ロゴマーク「青森シャモロック」商標使用許諾通知書
- 2 変更後の企画書及び商品等の見本又は写真等

第5号様式（第12条関係）

ロゴマーク「青森シャモロック」使用中止届

年 月 日

青森県知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

印

下記商標の使用を中止するので届け出ます。

記

- 1 使用許諾番号 許諾第 号
- 2 使用商品等の名称
- 3 使用中止（予定）日
- 4 中止の理由